

事業の経緯と目的・公園の周辺状況

- ・大塚山公園が拡張整備されます。
- ・大塚山公園は都市公園法に基づいて設置・管理される都市公園です。
- ・大塚山公園は昭和32年12月に都市計画決定され、昭和44年4月に開園し、これまで、土地を順次購入し、拡張整備を進めてきました。
- ・今回整備される拡張部の土地は、令和6年11月に、土地売買契約を締結しました。

※都市計画決定とは、道路・公園などの都市施設や土地利用のルール（用途地域など）を「都市計画法」に基づき、都道府県や市町村が正式に定める手続きの事です。将来のまちづくりに必要な基本的な方針を決め、計画的な整備と土地利用の誘導を行うためのものです。

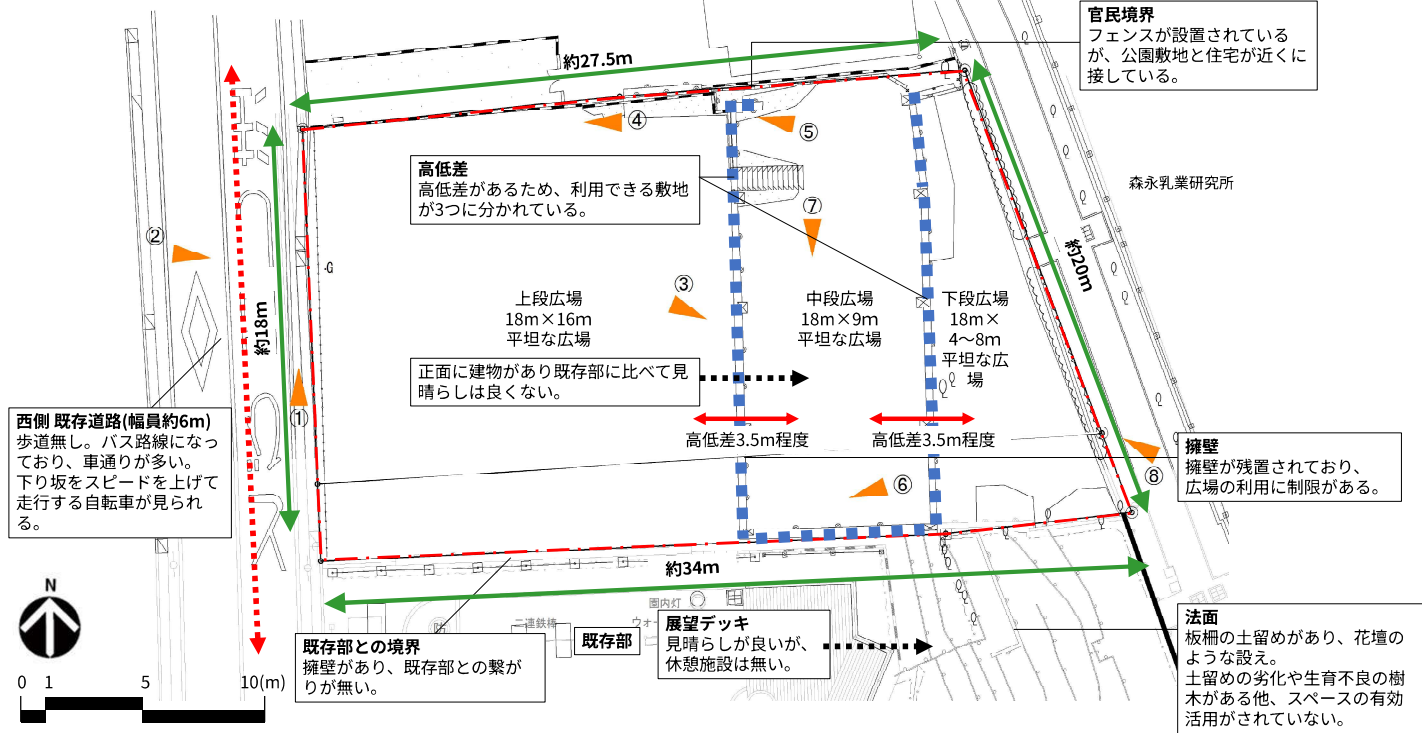
※都市計画公園とは、都市計画法に基づき、良好な都市環境の形成、市民の憩いやレクリエーションの場、防災機能の確保などを目的に計画・指定される公園の事です。



事業スケジュール

- 第1回検討会 6月28日(土)**
 - ・整備に至る経緯、計画地の概要等の説明
 - ・公園のゾーニング・欲しいもの考える
※ゾーニングとは…公園の中の用途・機能ごとに空間をわけること
- アンケート調査 7月18(金)～8月4日(月)実施**
 - ・第1回検討会のニュースレターと共にアンケートを配布し、整備に関する要望などを調査
- 第2回検討会 8月30日(土)**
 - ・アンケート結果の紹介
 - ・第1回検討会及びアンケート結果をふまえて作成した、たたき案を確認し具体的な施設の種類や形を決める
- アンケート・公園実態調査 10月21(火)～11月4日(火)実施**
 - ・第2回検討会后、アンケートを配布及び現地での聞き取り調査などを実施し、施設に関する要望などをさらに調査
- 第3回検討会 1月31日(土)**
 - ・最終案とイメージ図を提示
 - ・最終案について、ご意見をいただく
- 設計作業**
 - ・検討会の結果に基づき、設計内容を取りまとめる
- 令和8年度以降 整備工事
令和9年度以降 開園予定**

敷地の様子と課題



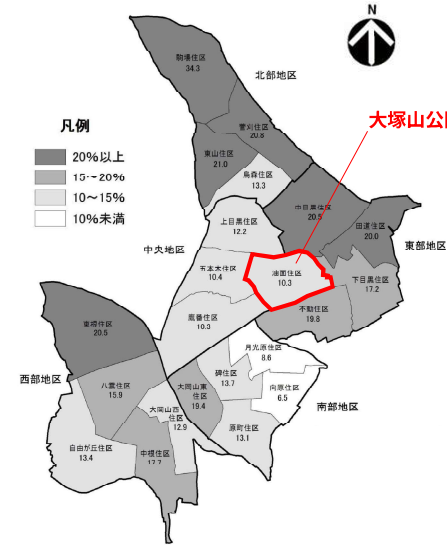
周囲の様子



- ・大塚山公園は「街区公園」街区に住む住民の利用のための身近な公園です。
- ・近く(半径250m圏内)には、公園がありません。半径500m内には5箇所の公園があります。
- ・近く(半径250m圏内)には、学校が1件あります。半径500m内には2つの学校と、6つの保育施設等があります。
- ・大塚山公園の前に老人ホームが建設中です。
- ・半径250m範囲内の近隣にお住まいの方々の他、これらの教育施設・保育施設、介護施設などからの利用者も考えられます。

周辺のみどり

住区別緑被率分布図



- ・計画地は油面住区に位置し、緑被率は10.3%であり、目黒区の中でも緑被率は低い傾向にあります。
- ・目黒区全体の緑被率は17%で、20%の緑被率を目標としています。

1. 駒場住区	34.3%
2. 東山住区	21.0%
3. 菅刈住区	20.8%
4. 東根住区	20.5%
5. 中目黒住区	20.5%

1. 向原住区	6.5%
2. 月光原住区	8.6%
3. 油面住区	10.3%
4. 鷹番住区	10.3%
5. 五本木住区	10.4%

目黒区全体 17%
目標 20%

既存部の様子

エリア①: 防災と健康広場ゾーン

- 利用形態: 利用者の休養や軽い運動(健康づくり)、児童たちの自由遊び(かけっこ等)、走行広場。
- 改良方針: 広場の段差を解消し、外周植栽によって囲まれた明るく平坦な広場とする。
- 改良内容: 階段スペースを広くするため、現在の入口は廃止し、エントランスゾーンに集約する。
- 設置想定施設: 階段・スロープ、健康器具、ベンチ、水飲み、車止め、案内板、資機材格納庫

エリア②: エントランスゾーン

- 利用形態: 上段広場の入口として、花や草のなる四季折々の植物を植え、散策や憩い、休息などの利用。
- 改良方針: 道路側の出入口を1箇所にし、飛び出し等に対する安全対策を行う。また、園路のバリアフリー化を図る。
- 改良内容: 公園の「園」となる空間とし、花や草による特色のある公園のアプローチ空間とする。
- 設置想定施設: 出入口、植栽、案内板、階段、駐輪場、車止め

エリア③: 交流広場ゾーン

- 利用形態: 幼児(3~6才)を対象とした遊具利用と、高齢者等の安全で穏やかな休養ができる広場。
- 改良方針: 道路側の出入口を1箇所集約し、飛び出し等に対する安全対策を行うとともに、バリアフリーに対応した移動経路を確保する。公園利用者や道路歩行者の安全性に配慮し、道路境界部に歩道状況を整備する。
- 設置想定施設: 出入口、誰でもトイレ、階段改修(バリアフリー対応)、水飲み、幼児用遊具、ベンチ、スツール、案内板、音響移設

エリア⑥: 大塚山の樹林ゾーン

- 利用形態: 周辺の急斜面および傾斜した土留め壁を改善し、安定した法面を維持。
- 改良方針: 斜面上側に奥向きへの「見晴らし」を創出する展望場所。
- 改良内容: 現在の樹叢と斜土の斜面を整理し、明るい樹林に改善する。
- 設置想定施設: 展望デッキ、休養施設(ベンチ)、法面保護工

エリア④: 3つの広場をつなぐゾーン

- 利用形態/改良方針: 北側上段広場と南側上段広場、下段広場を園路、スロープ、階段で連絡する。
- 設置想定施設: 車椅子対応のデッキスロープ(手摺付)

エリア⑤: 児童の遊び場ゾーン

- 利用形態: 下段広場と中段の傾斜した高低差を利用した「複合機能を持たせた遊具」などを設置し、児童(6~12才)を対象とした遊戯広場。
- 改良方針: 下段広場と中段の高低差は、高さ約2.0mの落差がある。遊具を配置し、遊具を上下で安全な階段によって自由に移動できるようにする。
- 設置想定施設: 児童用遊具、休養施設(ベンチ)、階段改修、階段新設

- ➡➡➡ 高齢者や車椅子などが、段差無く移動できる経路(平坦な園路・スロープ)
- ➡➡➡ 階段を使用して移動する経路
- ➡➡➡ 中段広場から下段広場への遊戯動線

既存部改良工事の際の意見交換会でのご意見(令和2年2月)

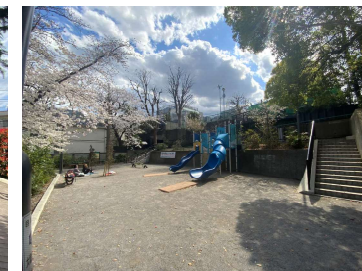
- ・見晴らしが良く、段差があるので遊びたいと思われる公園にしたい
- ・高台からの景観を活かしてほしい
- ・桜は残してほしい
- ・子ども用の遊具は安全に配慮したものにしてほしい
- ・子どもと高齢者が一緒に遊べるようにしてほしい
- ・高齢者の利用に配慮し、ベンチを配置してほしい
- ・健康器具を配置してほしい
- ・トイレを直し、周囲から見える位置に設置してほしい
- ・死角をつくっている鬱蒼とした樹木を整理し見通しを確保してほしい
- ・「ボール遊び」ができるようにしたい
- ・小学生・保育園向けのアンケート結果 公園は遊びに対する需要が高い
- 【幼児】安全に遊べるように極力段差をなくし、現状と同様の遊具を設置する
- 【児童】安全に通行できる階段に整備した上で、高低差を活かした複数人数で遊べるような遊具を設置する



交流広場ゾーン



エントランスゾーン
防災と健康広場ゾーン



児童の遊び場ゾーン

大塚山公園拡張部の周囲の状況や敷地の状況を踏まえて、整備方針を設定しました。

大塚山公園の特徴と課題、周辺環境のまとめ

大塚山公園の特徴	大塚山公園(拡張部)の課題	周辺環境（外部要因）
<ul style="list-style-type: none"> ・既存部には、トイレ、幼児遊具、高低差を活かした児童遊具、多目的利用できる小広場、等が整備されている。 ・拡張部は既存擁壁により、上段広場、中段、下段広場の3段構成の特徴ある地形となっている。 ・拡張部の北側は、民地に近接しておりフェンスがある。 ・上段の既存部との境界は、高低差が1.5m程度ある。 ・過年度の検討会で「ボール遊びができるようにしたい」という意見については反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上段広場、中段広場、下段広場を分ける既存擁壁は構造が不明。今後、詳細調査を行う予定。 ・既存の擁壁は、老朽化している。 ・開園部と拡張部との繋がりを検討する必要がある。 ・南東側の法面は、板柵土留めによる花壇となっているが景観性に乏しく、有効活用されていない。 ・既存部の課題 <ul style="list-style-type: none"> * デッキ状の広場からは見晴らしが楽しめるが休憩施設が無い。 * 公園利用上、ボール遊びの課題が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園周辺は住宅地で、近隣住民に利用されている。 ・街区公園の誘致圏である半径250m以内には、保育施設がある。公園の向かいに老人ホームが建設中である。 ・近隣には、油面公園や、中町せせらぎ緑地公園、なべこる坂緑地公園等がある。 ・大塚山公園のある地区は、緑被率が他地区と比べて低い。 ・西側道路は車通りが多い。自転車がスピードを上げて通行している。 ・東側は緑道となっており、公園は、緑道と連携した緑と歩行ネットワークの拠点と言える。

大塚山公園拡張部の整備方針

整備方針① 新たな魅力の創出

* 既存部や近隣の公園に無い施設を取り入れ、機能分担や差別化を図ります。

整備方針② 既存部との一体性

* 上段部の平場や中段、下段の高低差など、地形を活かした計画とします。

* 既存部との見通しや動線を確保し、一体感のある計画とします。

整備方針③ 安全で安心な公園づくり

* 子どもがのびのびと遊べるような計画とします。

* 入口部などのバリアフリー化を図ります。

* できる限り多くの人々が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮した計画とします。

* 道路への飛び出し防止や高低差のある箇所の転落防止、見通しの確保等、安全性を確保した計画とします。

* 隣接する宅地に配慮した計画とします。

整備方針④ みどりの創出

* 地区の不足がちな緑の増強と、緑道と連携した緑と歩行ネットワークの拠点となる公園として、緑を極力取り入れた設計とします。